

# ばんしん資産運用セットプラン

お取り扱い期間

平成30年1月4日(木)～平成30年12月28日(金)

本セットプランにて投資信託をお申し込みいただいた方に投資信託購入金額(手数料込み)まで定期預金に金利を上乗せします。

※定期預金のお預け入れは、投資信託ご注文後5営業日以内、1回限りとなります。

※投資信託と定期預金は、同一名義同一取引店となります。

## 本セットプランのご利用条件(個人のお客様対象)

### 投資信託のご購入

(申込手数料、消費税含む)  
**50万円以上**

※但し、お申込総額の**50%以上**



### 定期預金のお預け入れ

1契約 **50万円以上**

※但し、お申込総額の**50%以下**

## 本セットプランでの定期預金の適用金利 (平成30年1月4日現在)

### スーパー定期<6ヶ月>

(自動継続・利払い方式のみ)

**年1.0%**

(税引後 年0.79685%)

例えば

定期預金のお預入金額が100万円の場合、  
6ヶ月間(180日の場合)で得られる利息は次の通りとなります。

100万円 × 年1.0% × 180日/365日 = 4,931円 (税引前利息) …①

4,931円 × 15.315% = 755円 (国税) …②

4,931円 × 5% = 246円 (地方税) …③

4,931円 - 755円 - 246円 = 3,930円 (税引後利息) …①-②-③

※定期預金のお預け入れに際しましては、定期預金受入れ店に普通預金口座を開設いただく必要があります。

※預入時の本商品店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。

※お預け入れ、並びに、お支払いに際しては、ご本人さま名義の普通預金(振替指定口座)からの振替による取扱いとなります。

※上記金利は当初6ヶ月のみの適用となり、自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期預金の利率を適用します。

## 本セットプランでの投資信託について

※本セットプランご利用1回あたり注文日ごとに50万円以上(但し、お申込総額の50%以上)のご購入が必要です。

※「しんきんインデックスファンド225」は、対象外とさせていただきます。

※「たわらノーロードシリーズ6商品(つみたてNISA専用)」は、対象外とさせていただきます。

※対象ファンドは、一部変更させていただく場合がございます。

※ファンドによっては、お取り扱いできない日(ファンド休業日)がございます。

また、証券取引所等の取引停止等やむを得ない事情がある場合には、ご換金のお申込を受付できない場合がございます。

※ご購入金額には、お申込手数料・消費税等を含みます。

## 本セットプランでの定期預金について

※定期預金のお預け入れは、投資信託ご注文後5営業日以内1回限りとなります。

※本セットプランでの定期預金のお預け入れについては、投資信託注文日ごとに1回といたします。

※本セットプランご利用1回あたり1契約50万円以上(但し、お申込総額の50%以下)のお預け入れとなります。

※定期預金へのお預け入れの際は、投資信託のお申込手続きをされた窓口にてお手続きください。

※定期預金は、投資信託と同一名義および同一取引店でのお預け入れとなります。

## 投資信託に関してご注意いただきたい事項

### ◆投資信託におけるリスクについて

投資信託は、直接もしくは投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これにより、お受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

### ◆投資信託にかかる費用について

投資信託のご購入から、ご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。

(1)ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用

①申込手数料(ご購入時)

ご購入時に直接ご負担いただく費用で、各ファンドの買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.24%の申込手数料率(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただけます。

②信託財産留保額(ご換金時)

ご換金時に直接ご負担いただく費用で、換金時の基準価額に対して最大0.5%を乗じた額をご負担いただけます。ご換金の際には、ご換金時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額(換金価額)にて換金代金が算出されます。

(2)保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用

①信託報酬(保有時)

保有時に間接的にご負担いただく費用で、原則として信託財産の純資産総額に対して、最大実質年1.944%程度の料率(消費税込み)を乗じた額となります。日々計算され、信託財産の中からご負担いただけます。

※その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。各ファンドにかかる費用の詳細は最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。投資信託説明書(交付目論見書)及び目論見書補完書面等は、当金庫の本支店等にご用意しています。

### ◆その他重要なお知らせ

※投資信託は、預金、保険契約ではありません。

※投資信託は、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

※当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

※投資信託は、元本及び利回りの保証はありません。

※投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。

※投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。

※お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございます。

※本資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

裏面もご覧ください。詳しくは店頭の商品概要説明書をご覧ください。本支店窓口までお問い合わせください。

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫

### 販売会社情報

- (1)商号等 播州信用金庫
- (2)登録金融機関 近畿財務局長(登金)第76号
- (3)加入協会 日本証券業協会

# ばんしん資産運用セットプラン

ご利用いただける方	◎投資信託のご購入と定期預金のお預け入れを同時に行っていただける個人のお客さま 但し、定期預金のお預け入れは、投資信託ご注文後5営業日以内、1回限りとなります。 *投資信託と定期預金は、同一名義及び同一取引店となります。 *1回限りとは、投資信託注文日ごとに1回とします。 *定期預金のお預け入れに際しましては、定期預金受入れ店に普通預金口座を開設いただく必要があります。
取扱期間	◎平成30年1月4日(木)～平成30年12月28日(金)
対象ファンド	◎当金庫の店頭窓口でお取扱い中の投資信託からお選びください。 *「しんきんインデックスファンド225」は、対象外とさせていただきます。 *「たわらノーロードシリーズ6商品(つみたてNISA専用)」は、対象外とさせていただきます。 *対象ファンドは、一部変更させていただく場合がございます。
手数料等の概要	◎①申込手数料(ご購入時) ご購入時に直接ご負担いただく費用で、各ファンドの買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.24%の申込手数料率(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。 ◎②信託財産留保額(ご換金時) ご換金時に直接ご負担いただく費用で、換金時の基準価額に対して最大0.5%を乗じた額をご負担いただきます。ご換金の際には、ご換金時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額(換金価額)にて換金代金が算出されます。 ◎③信託報酬(保有時) 保有時に間接的にご負担いただく費用で、原則として信託財産の純資産総額に対して最大実質年1.944%程度の料率(消費税込み)を乗じた額となります。日々計算され、信託財産の中からご負担いただきます。 *その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。
投資信託 ご購入の際の注意点	◎投資信託は、預金、保険契約ではありません。 ◎投資信託は、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 ◎当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ◎当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は、委託会社が行います。 ◎投資信託は、元本及び利回りの保証はありません。 ◎投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 ◎投資信託の運用による利益及び損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。 ◎投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。 ◎投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。 ◎投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)及び目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)及び目論見書補完書面等は、当金庫の本支店等にご用意しています。 ◎また、当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。 ◎お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、及び総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申込みを受付することはできません。 ◎お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。 ◎ファンドによっては、お取扱いできない日がございます。また、証券取引所等の取引停止等やむを得ない事情がある場合には、ご換金のお申込を受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。
購入 (1)購入方法 (2)購入金額 (3)購入単位	◎取扱期間内で一括購入 ◎50万円以上(申込手数料、消費税含む) ※但し、お申込総額の50%以上 ◎50万円以上1円単位
換金	◎換金申込みをいただいてから、4～6営業日目に換金代金を指定口座に入金します。
税金	◎原則として分配時の普通配金、並びに換金時の値上がり益、及び、償還時の償還差益に対して、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。但し、少額投資非課税制度等を利用した場合には、課税されません。なお、税法が改正された場合等においては、内容が変更となる場合がございます。
販売会社情報 (1)商号等 (2)登録金融機関 (3)加入協会	◎播州信用金庫 ◎近畿財務局長(登金)第76号 ◎日本証券業協会
定期預金 お預け入れ期間	◎6ヶ月(自動継続・利払方式のみ)
定期預金 お預け入れ方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	◎ご本人さま名義の普通預金口座からの振替によるお預け入れ ◎50万円以上で「投資信託購入金額(手数料込み)」以内 ※但し、お申込総額の50%以下 ◎50万円以上1円単位
定期預金 お支払い方法	◎ご本人さま名義の普通預金(振替指定口座)への振替による払戻しとします。
定期預金 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	◎年1.0% (*税引き後 年0.79685%) ◎預入時の本商品店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期預金の利率を適用します。 ◎満期日以後に一括して振替指定口座に入金します。 ◎付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
定期預金 税金	◎平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります。但し、マル優を利用の場合は除きます。
定期預金 中途解約時の 取扱い	◎満期日前に解約される場合は、当金庫所定の中途解約利率が適用されます。 預入日から解約日の前日までの日数により日割計算した中途解約利息を支払います。但し、この計算に適用する約定利率は、特別金利は適用されず、預入日における店頭表示の利率を適用します。(*「自由金利型定期預金(M型)」規定の取扱いによります) ◎この定期預金を中途解約される場合は、解約金全て振替指定口座へ入金します。
定期預金 その他参考 となる事項	◎当定期預金は、投資信託とセットでの販売となります。 ◎預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までと、その利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ◎証書式のみの取扱いとなります。 ◎金利情勢等により内容変更、または取扱いを中止させていただくことがあります。
苦情処理措置 紛争解決措置	◎苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、①営業店またはお客様相談窓口(9時～17時、電話:0120-31-5784)、②当金庫が加入する協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)」(電話:0120-64-5005)までお申し出ください。 ◎紛争解決措置 ①「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)」 ②東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び、兵庫県弁護士会(078-341-8227)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客様相談窓口、または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまからADR FINMACや上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

